

陳情第102号	受理年月日	平成30年9月18日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	北九州市公共施設マネジメント実行計画施行規則の制定について	
要旨	<p>北九州市公共施設マネジメント実行計画は、人口減、高齢化の進行、財政難などの対応のために策定されていると理解している。この実行計画の方針は、無駄を省くこと、長寿命化、民間活力導入など経済的見地だけで、既存公共施設に関して、築年数、稼働率と収支状況しか言及されていない。これら以外の評価基準は入っていないということだろうか。</p> <p>そもそもこの実行計画には、公共施設は市民の財産であり、歴史と文化的価値があるという視点と、その存在理由と目的は市民の生活や教育、文化を支えるためであることが、根本から見失われている。これでは市政そのものの存在理由さえ危ういものとなるのではないだろうか。</p> <p>このような実行計画のもとで、市民への十分な説明もなく、一方的に公共施設の閉館、統合が強行されている。図書館が新築され、平和記念館の建設が進行中で、これらは市民の要求に対応した施策だと評価するが、果たして、施設新築の理由、方針と公共施設マネジメントの主旨に整合性があるのか、広く市民への説明が行われるべきである。</p> <p>一方、門司区のモデルプロジェクト再配置計画の住民説明会では、市は一方的に計画を説明するだけで、出席者の多くから出された疑問に応えた計画内容の変更は一切行われなかった。説明とは、住民の理解と納得を得た計画を作成するためのものである。最初から結論ありきでは、民主主義に反すると考えざるを得ない。市民との関係がこのような状況では、いつまでも平行線のままであり、市政は円滑で効率的運営からほど遠いものになっている。これから立案する計画のためにも、計画の内容を住民が納得できるものに改変できるように考え直すべきである。</p>	

(続 く)

2014年3月公表の新八幡病院移転先の選定過程は、黒塗りの用紙が渡されるだけで、情報公開されておらず、苦い経験である。何らかの公表できない裏事情があったのではとの疑念を持たざるを得ない対応である。

公共施設マネジメントについて、議員の皆様方には賛否それぞれの考えをお持ちであろうと推察する。しかし、計画の実施に当たっては判断基準の制定と利用する市民意見のくみ上げが必要であり、市民多数の理解と協力により進めるべきであることについては異存ないところだろう。

については下記の点を踏まえた公共施設の新設、移転、存廃や市有財産の売却に関する判断基準と、実行計画策定過程における市民参加の仕組みを明示した公共施設マネジメント実行計画施行規則が早急に制定されるよう措置していただきたい。

記

- 1 多様な分野のバランスのとれた専門家による審議会と並んで、市民代表者会議を設置し、市民ワークショップ、市民の意見交換会や市民アンケートなどを行い、これらを全て公開し、計画の最初期、発想段階から、市民参加の仕組みをつくること。
- 2 経済的、数値的見地だけでなく、歴史的、文化的、社会的かつ市民生活の見地からの具体的で説明可能な判断基準をあらかじめ定めて明示し、総合的に判断したなどという意味不明な答弁を繰り返すことがないようにすること。
- 3 判断基準は地域性を踏まえたものとし、施設の部門、分野別にそれぞれ定めること。また、市有地の売却についても同様に判断基準を定め、説明可能な施策を行うこと。
- 4 判断基準の制定作業に、市民が参加する体制を整えること。
- 5 計画の進行状況と具体的内容は、市政だより、公報、インターネット、記者会見などで、逐一公開すること。